

暴力団組事務所排除ストーリー

(鹿児島からの警鐘)



弁護士 桃木野聰

「東京ラブストーリー」

今、私の寄稿を読んで下さっている方は、きっとこのドラマに共感を覚えた記憶が蘇るとともに、「東京では誰もがラブストーリーの主人公になる」というキャッチコピー、そして、「ラブ・ストーリーは突然に」という小田和正の主題歌が頭を駆け巡るのではないでしょうか？

このような恋愛ものならいので、東京から来るか一四〇〇キロ離れた鹿児島市内の由緒ある西千石町という地域に、山口組系の暴力団組事務所が突然出現したといわゆる「西千石事件」は、全国どこでも誰もが暴力団の危険性にさらされる可能性があるということに加え、その危険は突然にやってくるという

ことを思い知らされた事件であります。

熱しやすく冷めやすい恋心がひとところに留まれないように、暴排運動もいつかは冷めて、地域住民の考えも一枚岩ではなくなってしまいかねないということです。

地域住民が暴力団には一枚岩となつて暴排運動の灯を絶やすことがなければ、恋の炎が再び燃え上がるようになります。また、この公園の隣には明治十一年開校で向田邦子や林英美子も学んだ由緒ある山下小学校もあり、舞台は山下小学校の通学路にも面しましたところがありました。山下小学校校区からは、あの明治の偉人である西郷隆盛や大久保利通らを輩出しております。このザビエル教会から、歩くことわずか一分余りのところに西千石事件の舞台があります。地名は、鹿児島市西千石町であります。昔、島津の殿様の家来で一〇〇〇石持ちの住まいがあつたことから西千

ことを思い知らされた事件であります。

さて、私は、西千石町の暴力団組事務所の撤去に至る過程で、鹿児島県弁護士会が設置したプロジェクトチーム（P.T.）の一員であり、そのときに感じたことなども踏まえて、経緯などを以下の項目で順次ご紹介していきます。なお、P.T.の責任者である福元紳一弁護士が「全国センターだより」50号に西千石事件の縞を詳細に記述しておりますので、そちらもご参照いただければと思います。

制定

- ① 西千石事件とは？
- ② 鹿児島県における暴排条例の
- ③ 西千石事件から学ぶ手法（仮処分・仮差押え・本訴・間接強制

申立の四つが大事)
暴力団の問題
④ 今後の課題

1 西千石事件について

・ 西千石事件の舞台

鹿児島に観光に来られた多くの方が立ち寄られるであろう名所の一つにザビエル教会があります。ザビエルとは、イエズス会宣教師のフランシスコ・ザビエルのことできます。

このザビエルは、薩摩のヤジロウという者に案内されて、一五四九年に鹿児島に上陸しており、これが日本で最初のキリスト教伝来と言われております。そのザビエルの鹿児島上陸の記念碑があるのがザビエル公園で、その正面にザビエル教会があるのです。また、この公園の隣には明治十一年開校で向田邦子や林英美子も学んだ由緒ある山下小学校もあり、舞台は山下小学校の通学路にも面しましたところがありました。山下小学校校区からは、あの明治の偉人である西郷隆盛や大久保利通らを輩出しております。このザビエル教会から、歩くことわずか一分余りのところに西千石事件の舞台があります。地名は、鹿児島市西千石町であります。昔、島津の殿様の家来で一〇〇〇石持ちの住まいがあつたことから西千

石と言われており、その由来からしても由緒ある土地であります。

・突然の出現

そのような西千石町にある五階建てビルが平成十八年十二月に売買され、同十九年六月に外階段に鉄板が取りつけられるなど、まるで要塞のような異様な外観になり、暴力団員風の男らが出入りするようになつたのです。ちなみに、このビルはのちに鹿児島に新たにできた暴力団の組事務所（指定暴力団六代目山口組二代目弘道会稲葉地一家六代目高村会松同組の事務所）であることが判明しておりますので、以下「松同組事務所」ということにします。

・地域住民による暴排に向けた迅速な対応

この事態に、地域住民は、県警と連携をとりつつ、西千石町周辺の七町内会による「山下校区安心・安全まちづくり推進連絡協議会」を立ち上げ、地域住民による暴排活動を開始したのです。本来的に怖い存在である暴力団に対し、排除運動を行うことは誰でも怖いはずです。しかし、地域住民自らが立ち上がったということは、日々の生命・身体に対する危険を感じているが故に、その怖い思いを振り捨ててでも立ち上

がるしかない状況に追い込まれていたのだろうと思います。そして、平成十九年十月九日には、暴力団追放運動総決起集会が実施され、松同組事務所の周辺も含めてパレードを行なうなど、地域住民が一致団結して暴排運動を進めていることをアピールしたのです。

・暴排活動への横やり

ところが、暴力団追放運動総決起集会が実施されたわずか一〇日後の十月十九日に、同協議会の妹尾博隆会長が襲撃されるという事件が発生したのです。

・負けない心

襲撃された妹尾会長ですが、普通であれば怖いという感情から暴排運動への気持ちがしおれてしまうはずです。しかし、会長はひるむことなく協議会の会長として再び先頭に立て下さったのです。この妹尾会長の暴力団に負けないと心を持つて戦う姿勢こそが、地域住民の共感を一層誘い、暴排に向けた住民運動が勢いづくことになったのです。

・地域住民・県警・暴追センター・弁護士等の信頼がはぐくむ一枚岩の体制の確立

妹尾会長襲撃事件がおこつてから動きは極めてスピーディーなもの

でした。それまでの地域住民と県警・暴追センターの連携に弁護士も加え協調体制がとられ、裁判上の手続をとることも視野に入れた活動が行なわれることになったのです。

協調体制が速やかにとれたのは、ひとえに「人に恵まれたこと」にあると思います。会長も、襲撃事件を受けて本当に様々な思いがわきあがつたかもしれません。地域住民の方々も、誰かがやつてくれるはずのことを行なぜ自分が手弁当でやるのかといふ気持ちがあつたかもしれません。県警の方々も、情報を提供したりするうえで逡巡があつたかもしれません。弁護士の方々も、うまくいって

なれば、情報が外部に漏れてしまい、今後県警や弁護士が取る予定の手続に支障ができる可能性もあるのです。

鹿児島というまだ人と人とのつながりが残っている土地だったからかもしれません、「人に恵まれた」ことが一枚岩体制構築につながったのだと思います。

・弁護士が行つた民事上の手続

さて、地域住民からの委任を受け、弁護士は以下の手続を平成二十一年一月以降順次申立て、使用禁止の仮処分など大部分が裁判所から認められました。

① 暴力団組事務所使用禁止の仮処分命令の申立て

② 損害賠償請求権・慰謝料請求権を被保全債権とする不動産仮差押命令の申立て

③ 本訴（使用禁止等請求訴訟、損害賠償請求訴訟、慰謝料請求訴訟）

④ 間接強制申立（仮処分命令に違反をした日一日につき百万円を支払えというもの）

暴力団組事務所使用禁止の仮処分には、弁護士だけで判断することはできませんでした。また、一枚岩で申立が行われるや、暴力団側は、信

託を原因として、所有者であつた松同組組長から第三者（松同組の舎弟頭）に所有権移転登記を行つたのです。そして、所有権を移転し、本件建物の使用権原を喪失したから、当事者適格がないという主張をしてきたのです。たしかに、所有権を移転されると裁判上の手続としてはお手上げです。しかし、裁判所もこのようなあからさまな手法は許さないと思つたのでしよう、「本件建物の所有権移転登記手続に着手した時期等に鑑みると、所有権の移転が正常なものとは認められない上、本件仮処分は、債務者が本件建物を暴力団組事務所として使用しているという事実状態に基づくものであつて、債務者が使用権原を有するかどうかは関係がない。したがつて、債務者の主張は失当である。」と判断してくださいたのです。

ただ、組事務所使用禁止の仮処分の決定が出たにも拘わらず、その後も、松同組事務所への組員の出入りは続き、民事上の手続に対する暴力団側の考えが垣間見えた状況でした。

- ・ 間接強制決定から撤去までの動き
- ・ 平成二十年に組事務所撤退へ追い込んだ西千石事件を一つの契機として、鹿児島県においても、暴力団排除に向けた取り組みをしています。その一環として、平成二年四月から、暴力団排除条例が施行されました。
- ・ 本条例の大きな柱の一つは、暴力団事務所の開設の防止です。まづ、不動産所有者は、不動産を譲渡する際に、組事務所の開設が明らかになれば、一方的に解除や買戻しができるような契約をする必

一日につき百万円を支払え」という決定を裁判所より出してもらいましたが、その前後から松同組事務所の売却の動きが慌しくなつていきました。松同組組長は、松同組事務所の所有名義を舎弟頭から取り戻したうえで、名古屋市の会社に移転し、鹿児島市内の複数の不動産業者に本件不動産の売却斡旋を始めたようです。そして、最終的には、鹿児島市内の会社によって、平成二十年十二月十二日、本件不動産が購入され、暴力団組事務所の撤去が完了することになつたのです。

2 鹿児島県における暴排条例の制定

2月十二日、本件不動産が購入され、暴力団組事務所の撤去が完了することになつたのです。債務者は、最大五百万円、償還期間は貸付は最大五百万円、償還期間は訴訟終了から六ヶ月以内で、県弁護士会民暴委員会の確認を得た概算見積書などを提出します。また、組事務所買い取りは最大五千万円で償還期間は三年以内で、不動産登記簿謄本や売買契約書などを添えて申請します。いずれも無利息です。

たしかに、組事務所撤去に向けた裁判をするにあたつて、大きなハードルの一つが、お金の問題でした。お金の問題は二つあります。一つは、裁判にかかる費用です。もう一つが、組事務所を買い戻すための費用です。今回の鹿児島県の基金は、これらの二つのハードルをクリアするための措置といえます。

要があります。

また、この条例にあわせて、鹿児島県は、暴力団組事務所撤退に取り組む団体などに、組事務所買取金を設置しています。県が一億円を拠出、市町村にも拠出を要請して、二億円の積み立てを目指すというものです。貸付事業は、暴力センターが行い、訴訟費用の貸付は最大五百万円、償還期間は

3 西千石事件から学ぶ手法

西千石事件で弁護士がとった手法

ア 西千石事件で弁護士がとった手法は、大まかに言えば以下の四点です。

- ① 仮処分
- ② 仮差押え
- ③ 本訴
- ④ 間接強制

イ 暴排運動において、弁護士が取つてくれる手法は、前記の四つがあります。そして、これは、

こと暴力団組事務所排除だけに使えるものではありません。たとえば、街宣をまわされたときにも同様に、街宣禁止の仮処分から始めればいいのです。また、電話や頻繁な訪問による恫喝にあつたときも同様に、架電禁止・訪問禁止の仮処分から始めればいいのです。ちなみに、仮処分

というの意外と分かりにくい概念ではありますが、自分がしてほしくないことを裁判所から相手方に命令してもらう、つまり、「〇〇〇するな」という命令を出してもらうことだと思つ

二十でいただければ結構です。

ウさて、前記の四つの手法について、一つずつ注意点を申し上げておきたいと思います。まず、

仮処分は、その命令を出しても

らわないと大変なことになるんだ

だという緊急性が必要です。そ

して、暴力団組事務所使用禁止

の仮処分であれば、地域住民の

生命・身体への危険が現実の問

題だといえなければならぬの

です。そのためには、たとえば、

本件松同組事務所については、

防弾盾・防弾チョッキの準備な

どからして抗争事件に備えた事

務所であることなど、危険性の

具体的な事実をあげて主張する

ことになりました。そこで、仮処

分申立にあたっては、現実の危

険を主張するための事実と証拠

をできるだけ集めることが重要

といえるのです。

工 次に、仮差押えですが、これ

は損害賠償請求権といった金銭

債権を相手方に對し持っている

場合に、裁判で勝つたとしても、

裁判をしている間に相手方が財

産を隠匿してしまっては、せつ

かくの裁判が無駄に終わってし

まいます。そこで、裁判で勝つ

た時に備えて、相手方の財産がどこかに消えてしまわないよう

に、「仮に」相手方の財産を押さえておくことが仮差押えなのです。

オ 前記の仮処分・仮差押えを行った場合は、いずれも「仮の」ものですから、仮の状態を解消すべく、本訴をする必要がありま

す。暴力団組事務所使用禁止の

仮処分についていえば、暴力団

組事務所使用禁止差止請求訴訟

を行い、仮差押えについていえ

ば、損害賠償請求訴訟を行うこ

となるのです。

力さて、間接強制というのは、

ざっくりと言えば、仮処分命令

違反があつた場合に制裁金を相

手方に課すということです。本

件でも、「違反をした日一日に

つき百万円を支払え」という決

定を裁判所より出してもらいま

した。

(2) 暴力団側がとつた手法

ア 弁護士側が、平成二十年一月

に仮処分命令申立、そして、同

年二月に仮差押命令申立を行つ

たところ、同年三月にいきなり

松同組事務所について信託を原

因として、それまでの所有者で

あつた松同組組長から、松同組

舎弟頭への所有権移転登記手続

きを経由したのです。

イ この信託という手法をみて、

なるほどなと思ったところです。

たしかに、単純な第三者への売

買ですと、所有権が第三者に移

転するわけですから、松同組組

長としては、逆に、その第三者

が勝手にまた別の第三者に所有

権を移転するリスクを背負うこと

になります。これに対し、信

託であれば、形式上は所有権が

本件の場合松同組の舎弟頭に移

転するとはいえ、実質的には、

従前と変わらない状況を作り出

すことが可能です。すなわち、

舎弟頭を単なる受託者にしてお

き、委託者である松同組組長が

受益者を兼ねることによって、

信託から生じる利益を従前どおり委託者である松同組組長が受け取りつつ、場合によつては、

信託契約を解除することで松同

組事務所を取り戻すこともでき

るのです。

ウ このように暴力団側は、どんどん新しい手法を取り入れてい

ります。したがつて、受けて立

つ側の我々も、新しい法律・手

法を身につけておくことが大事だと思います。

4 今後の課題

イ くさびを入れられない

ア 「暴力団つて意外と紳士?」

最近、私の耳に入つてきた言葉

です。

イ 每朝の組事務所まわりの掃除

に始まり、近隣住民との挨拶、

町内会の催しなどへの積極的な

参加など、日常のそういう振る

舞いを見ていると、話に聞く暴

力団とは違つて、意外と紳士だ

なあと思う地域住民が出てきて

もおかしくないと思います。も

ちろん、黒塗りのベンツなどの

出入りがあつたりして、何とな

く怖いけれど、でも、案外そ

でもないのかしら、少なくとも、

他の迷惑者とは違うのではないか

かしら、掃除もしない、町内会

にも協力しない人たちよりむしろいいし、喋つてみると案外優しいし、色々と悩みも聞いてくれるし、時々、暴力団の方々から「警察が最近このあたりを見回っていますか」といった程度の質問があるけれど、その程度の質問には感じてることを話

しているわ、そのように思う地域住民が出てきては、相手方のと思うつぼではないでしょうか。

ウ 先ほども申し上げましたが、暴排運動は、早期に一枚岩となつて行なうことが望れます。そして、仮処分を認めてもらうためには、具体的な危険性が大事なのです。それなのに、暴力団事務所の周辺の住民から、「暴力団つて意外と紳士なのよ」という声が出てしまつては、具体的な危険性がないとして、仮処分が認められない可能性が出てくるのです。また、一枚岩となつて闘うとしても、暴排運動の内部情報が、相手方に筒抜けになつてしまつては、戦略上大きな損害が出てします。地域住民の一枚岩にくさびを入れられてはいけない、取りこまれないようにならなければなりません。

エ そのためには、日ごろから、暴力団とはどういうものかを地域住民が理解することが大事だと思います。たとえば、暴力団の資金源の一つが覚せい剤などの薬物と言われていますが、薬物汚染は青少年の間に相当広まつているのではないでしようか。

(2)

人に恵まれること

ア 先ほども述べましたが、暴排運動は、早期に関係者が一枚岩となつて闘いを進めることが大事です。

イ そして、地域住民、県警・暴追センター、弁護士の横のつながりができるようにしておくのが大事ではなかろうかと思いま

す。

ウ しかし、全員が聖徳太子のような人格高潔な人であることを必要とするわけではありません。暴排運動という御旗の下に、関係者がどのような役割を担つて、どのような苦労があるかなど、相手を思いやりながら一つの目的に向かつて進める、つまり、ファミリーを形成できる人が望まるのです。

エ 相手を思いやるということは、相手を理解するということです。たとえば、地域住民のみなさんが、弁護士のことを理解しているかというと必ずしもそうでは

そういう薬物汚染の実態を地域住民がきちんと理解すれば、表の顔と裏の顔は違うんだ、やはり暴力団は許せないとみなさん思つてくれるのではないかでしょ

うか。

(2)

人に恵まれること

ア 先ほども述べましたが、暴排運動は、早期に関係者が一枚岩となつて闘いを進めることが大事です。

イ そして、地域住民、県警・暴追センター、弁護士の横のつながりができるようにしておくのが大事ではなかろうかと思いま

す。

ウ しかし、全員が聖徳太子のような人格高潔な人であることを必要とするわけではありません。暴排運動という御旗の下に、関係者がどのような役割を担つて、どのような苦労があるかなど、相手を思いやりながら一つの目的に向かつて進める、つまり、ファミリーを形成できる人が望まるのです。

エ 相手を思いやるということは、相手を理解するということです。たとえば、地域住民のみなさんが、弁護士のことを理解しているかというと必ずしもそうでは

ないと思います。もしかしたら、暴排運動で儲けやがつてと思っている人もいるかもしれません。

オ やはり、相手が何者かを知るために、たとえば、県警が中

心となつて、日ごろから暴排運動に向けて、地域住民、県警・

暴追センター、弁護士の横のつながりができるようにしておくのが大事ではなかろうかと思いま

(3)

ノウハウの伝承（協議会の立ち上げ、弁護士は何のためにある）

ア さて、日ごろから暴排運動の灯を絶やさなかつたとしても、

いざ危急の事態が生じたときに、その後の手続をどうすればいいのかが分かつていなければ、その後の手続に支障がでかねません。

イ たとえば、早期に大規模かつ組織的に暴排運動を進めるためにも、協議会の立ち上げが望まれます。西千石事件でも、暴力団員風の男の出入りが出始めて間もなく協議会の立ち上げを行つております。

ウ しかし、協議会の立ち上げひつとつとも、ノウハウがなければ適切な対応ができません。

やはり、地域住民、県警・暴追センター、弁護士のそれぞれにおいて、暴排運動に向けたノウハウの伝承というのも大事ではなかろうかと思います。

5 最後に

西千石事件の解決にあたつては、暴排運動を徹底的に進めて来た妹尾会長・地域住民、事件検挙・情報提供などを行つてくれた県警・暴追センター、そして、微力ながら民事訴訟を遂行した弁護士、これらの誰が欠けても成功しなかつたと思います。これに加えて、最後に一言申し上げておきたいのは、この撤去運動を成功に導いた陰の立役者は、日の当らない地道な仕事ながら、日夜、妹尾会長をはじめとした関係者の身辺警護にあたつて被害者対策を行い、雨の日も風の日も松同組事務所前で警備を行い、また、地域住民の情報共有を支えるために日々地域住民を訪問するなど、暴排運動の底上げを支えてきた所轄署等の警察官の存在があつたからにほかならないと思うのです。報道されることもなく脚光を浴びることもない、彼ら第一線の警察官の存在には心から拍手を送つて感謝したいと思います。